

みんなの要求みんなて実現！ 広げよう共同の輪！

大阪春闘共闘ニューズ

No.47 2010年6月18日

〒530-0034

大阪市北区錦町2-2

大阪労連気付

TEL (06) 6353-6421

広がる有期雇用は、解雇付き雇用

6月16日、「働き方ネット大阪第12回つどい」がエルおおさかで開催され、61名が参加しました。今回のテーマは、「なんで私たち有期なん？」ーパート・非常勤の働き方を考えるーと題して非正規労働者の拡大とともに、官民間問わず広がっている有期雇用契約について学びました。最初に、民法協事務局長の河村学弁護士から有期労働をめぐる情勢の報告を受け、つづいて大阪市立大学の根本到教授の基調講演で、「日本の有期雇用の法規制のあり方」について学びました。

有期労働契約の意味は、雇用期間の定めのある解雇付雇用であること。現在の有期労働契約の使われ方が「使用者の都合のよいときにクビを切る」「更新時に労働条件を切り下げる」「雇止めの威嚇で労働者の権利主張を封じる」となっている背景には、今の日本に労働者保護の立場の有期雇用を規制する法律がないことが大きな問題となっていることが明らかとなりました。「必要な時だけ雇用して、いらなくなったら雇止め」そんな雇用契約を規制する法律がないのは、日本とアメリカだけで、ほとんどの国では規制があります。

リレートークでは、郵政職場で非正規にノルマが課せられおり、達成できず雇止めされた労働者が組合に加入し交渉する中で、継続雇用を勝ちとった経験と正職員化に向けたとりくみ・茨木学童保育の現場では任期付短時間雇用制度導入で経験のある指導員が雇止めされ、現場は混乱している状況と制度撤回のたたかい・損保労働者からは契約職員が増えるなかで、正職員の賃金抑制が強まり今では正職員の初任給と契約職員が同じになっている実態も報告されました。



現在、政府がおこなう有期労働契約研究会中間取りまとめには、安定雇用への約束がまったくありません。有期雇用については、学習の積み重ねと、運動の広がり課題となっていますが、その一歩となった集会となりました。

朝日放送 SE 争議 和解解決（6月17日）

3093日の闘いにご支援ありがとうございました。SE争議の早期解決をめざしてきた4者協議（大阪労連、近畿地連、ABC労組、地区労組）は、ABC労組を通じて会社と交渉を行ってきました。

約2カ月にわたる協議の結果、最終的な合意に至り、本日、和解協定に調印しました。8年半に及んだ争議は、残念ながら職場復帰を果たすことが出来ませんでした。皆様には、これまで多くのご支援とご協力をいただき、心から感謝と御礼を申し上げます。「解雇争議」という私自身も近畿地区労組も、かつて経験したことのなかった闘争をせざるを得なかったことで、皆様には、いろいろとご迷惑をおかけしました。

今後の人生の中で、これまでの経験を生かし、少しでも皆さまのお役に立てるよう、歩んでいきたいと思えます。

最後に大阪労連を始め、各単産の皆さま、そして加入以来、8年近くにわたって共に闘い、支援していただいた大阪争議団の仲間、OB諸氏に心から感謝申し上げます。そして引き続き、大阪争議団共闘会議の仲間の一日も早い争議解決にご支援をよろしく願います。（民放労連近畿地区労働組合 安部昌男）